

平成25年

第1回市議会定例会 議案第34号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）
の一部を次のように改正する。

附則第11項各号列記以外の部分中「平成24年1月1日から平成25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 当分の間、第1条第1号に掲げる職員の退職手当の額は、第4条第2項から第4項までならびに附則第11項および前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、その額に100分の15を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の給料月額および期末手当の額を平成25年4月から平成26年3月までの間について減額し、ならびに退職手当の額を当分の間減額するため